

平成 26 年度 第 377 回東京地方最低賃金審議会議事録

- 笹島会長 定刻になりましたので、第 377 回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに委員の出欠状況について事務局から報告をお願いします。
- 課長補佐 それでは報告します。本日は使用者側の石川委員が欠席との連絡をいただいております。それから岩本委員がまだお見えになっていない状況です。委員定数は 18 名ですが 16 名ご出席ですので、現時点におきまして最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしていることを報告いたします。
- 賃金課長 会議冒頭ではありますが、私ども事務局で一部異動がございましたのでご紹介します。7 月 11 日付で労働基準部長に着任しました神保です。
- 基準部長 ご紹介いただきました神保です。愛知局の基準部長のほうから参りました。よろしくをお願いします。
- 笹島会長 ありがとうございます。本日の議事録の署名は私と、労側委員は関崎委員に、使側委員は井上委員をお願いします。
- 賃金課長 お手元にお配りしている議事次第に従いまして順次進めていきます。まず議事(1)の平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。事務局から説明をお願いします。
- 賃金課長 それでは私のほうから説明します。お手元にお配りしています資料 1 以降になります。まずそちらの部分を読み上げの形になりますが要点をご紹介します。
- 1 ページ目です。中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣宛て、26 年 7 月 29 日に答申を受けたものです。平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申です。まずその記以下です。
- 1、平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった。
 - 2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解および中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
 - 3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
 - 4、政府において「経済財政運営と改革の基本方針 2014」および『日本再興戦略』改訂 2014 に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小

規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望する。

5、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。こちらがまず1ページ目の記です。

続いて1枚めくって公益委員見解、別紙1です。

1、平成26年度地域別最低賃金額改定の引き上げ額の目安は、表1に掲げる金額とするとされまして、東京局はAランクですので、この表の右側の19円が、今年度示された目安額ということです。これにつきましては、その表の下2(1)以降ですが、目安小委員会は今年度の目安審議に当たって、平成23年2月10日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の4(2)で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」および「『日本再興戦略』改訂2014」についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮し、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。この段落の結びとして、目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待するという内容になっています。続いて(2)です。こちらは生活保護基準と最低賃金との乖離です。次のページに表2としてあります。この中に東京がありまして表2の一番右側ですが、残された乖離額が1円ということです。これについて若干補足で説明しますと、去年は生保基準との乖離が13円ありました。その上で去年は19円に引き上げをいただきましたので、生保基準を6円上回ったということです。直近のデータで再計算をしますと、住宅扶助の実績額の増加分が時間額に直して4円、可処分所得比率、いわゆる公租公課の区分に当たりますが、この時間額換算が3円、合わせて7円が生保基準のほうが高くなっています。従って前年を6円上回ったのですが、今回は7円ということが、再度生保基準が上がりましたので、時間額にしてその差1円が生保との乖離額という形で発生をした、残ったという内容です。こちらが表2です。

続いて1ページをめくりますと、小委員会報告があります。ここの2番目の労働者側の見解です。2、労働者側見解として、前段では(1)から(7)までについて議論を深めることが大事だということです。「しか

しながら」以降になります。賃金改定状況調査が重視され、その賃金上昇率での引上げ議論が中心となっている。賃金上昇率を重視することは、「生活できる賃金」「ナショナルミニマムとしての水準」議論を深化させることにはつながらない。これまでの「成長力底上げ戦略推進円卓会議合意」や「雇用戦略対話合意」を踏まえつつ、審議会として最低賃金の適切な水準や、それへの実現に向けた目安審議のあり方について、議論を深化させるべきであると主張したという記載をされています。

続いて次の3番は使用者側の見解です。最初の段落ですが、中小企業・小規模事業者では、円安による原材料価格や燃料費の高騰などによるコスト増や、人手不足による人件費の増大への対応に苦慮していることに加えて、取引先企業の海外進出による受注の減少や、地域における人口減少などのマイナス要因もあり、景況感に大きな改善が見られるまでには至っていないとしています。

さらにその下になりますが、このページの下から5行目になります。最低賃金引上げが企業経営に与えるインパクトが従来以上に高まっているという主張をされました。引き続きその次ですが、賃金水準の引上げは生産性向上に裏付けられた付加価値の増加を伴うものでなければなりません。ベアに相当する最低賃金の引上げは、生産性向上とセットで考えるべきである。したがって、中小企業・小規模事業者に対する生産性向上のための政府の支援策の成果や生産性の上昇という明確な形で認められることが大変重要であり、十分な生産性の上昇が確認できないまま、最低賃金の大幅な引き上げだけが求められることになれば、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を地方最低賃金審議会に示すことになる。そうなれば、地方での審議において大きな混乱を招くことになり、ひいては目安そのものに対する信頼が失われることになりかねないという主張をされました。

さらにその3行ほど下ですが、消費税の引上げについては、規模が小さい事業所ほど価格転嫁が出来ておらず、経営を圧迫しているという実態があるということです。さらにその下ですが、自社の支払い能力を超える引上げの目安を示すことは、雇用への悪影響だけではなく、事業の存続をも危うくするという主張です。

今年度のランク別の目安につきましては、「法の原則」である、地域における労働者の生計費、賃金、および通常の事業の賃金支払い能力の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の特に第4表のデータを重視した審議を行うとともに、最低賃金の張り付き状況などを踏まえたランクごとの実態を反映した目安とすべきである。なお、第4表

は消費税率の引き上げに伴う物価上昇分も踏まえ、個々の中小企業・小規模事業者が決定した賃上げ結果を集約したものである。よって第 4 表の数値に基づいた審議を行うことが何よりも重要であると主張したということです。

以上労働側、使用者側の見解を記載で、さらに 4 番としてその結果として意見の不一致ということで、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるには至らなかったということです。

最後に公益見解及びその取扱いですが、公益委員としましてはそこにありますように、目安審議のあり方等を踏まえて、公益委員の見解を取りまとめたという内容になっています。

以上、内容を読み上げたところもありますが、中賃の目安に関する答申内容についてのご説明をしました。

笹島会長

ありがとうございました。ただいま事務局から、昨日出された中賃の答申に関する説明をいただきました。この答申内容につきましてご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

いかがですか。

笹島会長

私のほうから幾つか教えていただきたいと思います。まず表 1 で、東京は 19 円の目安が記載されておりますが、昨年も 19 円の目安が示されて、それ以外の B、C、D はここには 15、14、13 となっておりますが、昨年は B ランクが 12 円、C ランクが 10 円、D ランクが 10 円と。A ランクは同じ金額で、B、C、D は今年引き上げられました。要するに単純に A ランクが 19 円であれば、非常に単純な発想であれば B ランクも 12 円、C ランクも 10 円、D ランクも 10 円という考え方もあり得たのではないかと思います。どのような事情でこのように B、C、D は引き上げられたのか、もし事情がお分かりでしたらご説明いただければと思います。

私が、先ほどのご説明を聞いて感じたのは、労働者側の見解の中にランク間格差の解消を図ることや、C、D ランクをもう少し上げたらどうかというようなニュアンスのご主張が入っていますので、その関係で公益委員はそういうことも配慮したのかなというようにも感じました。

お分かりの範囲内で結構です。議論したのは中賃のほうなので、東京局がどこまで情報を入手しているかということですので、ご不明であればご不明で構いません。

賃金課長

十分な答えになるかどうかですが、中賃の中ではランク間の傾斜とか配分については使側は第 4 表を使用すべきということで強く主張されてきたということです。ただ中賃の公益としてもそういうものを無視するわけではないが、機械的に適応するというのではなくて、ランクの基本的な

位置付けからして、ランク間の区分に一定の差を設ける形で、そのほうが本来なら制度の趣旨に沿うだろうということで、すみませんが十分そこはうまくまとまっていないのです。後日確認して専門部会のほうで報告したいと思います。

笹島会長

分かる範囲内で結構ですので、ありがとうございました。

それから2点目は、今朝の新聞に皆さんもご存じの通り、最低賃金改定目安が報道されているわけですが、それによると当初予定していた以上に審議が延びて遅れたという報道があります。要するに延長戦をやって、最終答申にたどり着いたということですが、延長戦の原因となったのは答申内容のどの辺か、もしお分かりでしたらお話いただければと思います。これは向こうの話で、ここで議論した話ではないですからお分かりにならないかもしれません。

賃金課長

申し訳ありません。聞いている範囲ではとにかく労使の隔たりが大きいということしか入ってきていません。具体的にどの部分がというのは、こちらの方では承知していません。

笹島会長

ありがとうございました。無理な注文をして申し訳ありません。他に皆さまのほうから何かご質問なりご意見なりがありましたら、感想でも結構ですがいかがでしょうか。

尾野委員

では感想です。今、会長が言われたように、この間の専門部会のときに、こちらの主張ということでお話させていただきました。去年の環境的には経済の環境ですとか、その他の物価の動向だとか、あるいは組織労働者のベースアップの状況ということを考えてみると、去年の水準を上回る目安が出て当然ではないかと、Aランクということを見れば考えていたところではあります。昨年と同額ということで非常に、これで決まるわけではないと思いますので、そういう周囲の状況を見てAランクですから、この5つの中の平均的なところですので、東京は平均を上回っているというように思っていますので、これから議論をさせていただきたいと思いますが、Aランクの決定としては低すぎるという感想を述べさせていただきます。

先ほど会長が質問された中身で、私の聞いている範囲では、労働側として十分なやりとりがない段階で、数値が提示されたということが言われています。労側としてこだわったのは、Aランクの部分と、C、Dが昨年同額だったのが差が付いたということが引がかかって、この部分については事前にいろいろ相談があつて、打診があつて出てきたということであれば、そんなことはなかったようですが、そうでもないような感じでしたので、その辺の運営上の問題、それから出てきた後、いろいろ事務局なり公益なりとのやりとりが長引いたというように聞いています。

このままやっけてもらちが明かないということで、1 時すぎぐらいには打ち切ったというように聞いています。

笹島会長 ありがとうございます。他に何かご意見なりご質問、あるいは感想でも結構ですのでご発言いただければと思います。

村内委員 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の中で、労働者見解と使用者側見解というものがありますが、普通われわれの常識からすると、なぜこのように文字の数、主張点が違い過ぎるのかと。我々もよくそのようなたぐいのものを作るのですが、その場合は必ず双方半分ぐらいで、お互いに行数や文字数はバランスをとる。そうでなければ各種いろいろなこと出てくるものですから、そのように考えてみると、使用者側見解の文のまとめ方があまりにも長すぎます。その辺のところを少し配慮しなければまずいと、私は個人的にそう思いました。

笹島会長 ありがとうございます。他に何かお気づきの点なり、何かありましたらご発言いただきたいと思います。

福田委員 こちらの目安の小委員会の報告もありますけれども、使用者側の見解にも入っていますが 4 表の結果から見ますと、A ランク、東京 19 円は昨年と同じではありますが、かなり高い水準だという印象を持っています。

笹島会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

大河内委員 若干補足です。先ほど労側のほうは昇給の状態を見て、昨年と比べたらもっと上がるのではないかということをおっしゃっていましたが、私たちの印象としては昨年は上がり過ぎというイメージが強いものですから、その辺は少し立場の違いかなと、これは感想です。

笹島会長 ありがとうございます。他に何かございますか。

特段なければ、ただいま各委員から、ご意見なりご感想なり、いろいろとお話を頂戴しましたが、そういうご意見等を踏まえつつ、また、ただいまご説明のあった答申を参考として今後専門部会におきまして、東京の最低賃金の改定審議をお願いしたいと思います。

それでは議事の 2 番目の「最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく意見について」事務局から説明をお願いします。

賃金課長 意見については、平成 26 年 7 月 2 日付で意見書要旨の公示を行いました。その結果、7 件の意見書の提出がありました。本日お配りしている資料の 8 ページ以降に付けています。それでは意見書の趣旨につきまして、補佐から説明をします。

課長補佐 資料 No.2 (2) の 9 ページから 21 ページまでが意見書です。申出受けの日付順で綴らせていただいています。また資料 8 ページに意見書提出者一覧表を載せています。意見を集約しますと、大きく分けて次の 5

点です。

1 点目は最低賃金額等に関して、早急に時間額 1,000 円以上とすること。時間額 1,200 円とすること。

2 点目は厚生労働省の生活保護値の算定基準が低すぎることを。

3 点目は全国一律最低賃金制の実現に向けて最大限の努力を行い、国に働きかけること。全国一律賃金 1,000 円の早期実現を図ること。

4 点目は、最低賃金審議会に関して、労働者代表委員は特定系統の労働組合候補のみに独占的に任命されている現状を改善すること。意見書を提出した者、および関係労働者に審議会での意見陳述を行わせること。専門部会の審議の公開をはじめ、審議の完全公開を行うこと。

5 点目は中小企業への支援策の拡充を政府に要望すること、です。

それぞれの意見書としましては、いずれも地域別の東京都最低賃金の改正に関するものとして、

自交総連東京地連から、東京の最低賃金を 1,000 円以上とすること。東京春闘共闘会議が推薦する者を招き、意見陳述の場を保障すること。世界では常識となっている全国一律の制度の必要性を国に要望すること。

公立大学法人首都大学東京労働組合からは、経済の好循環実現のためにも、広範な非正規労働者の生活に大きな影響を持つ東京の最低賃金を時給 1,000 円以上に速やかに引き上げること。多くの労働組合が結集する東京春闘共闘会議が推薦する者を招き、意見陳述の場を保障すること。世界では常識となっている全国一律の最低賃金制度の必要性を国に要望すること。

東京春闘共闘会議からは、貴審議会において、中央最低賃金審議会で見された政府メッセージに応えるべく時給 1,000 円以上の答申を行うよう要望する。審議会において私たちが推薦する参考人による意見聴取の場を設けること。陳述に当たっては、公開の場とすることを強く希望する。

全日本家内労働者組合総連合東京靴工組合からは、家内労働者をはじめ、広範な非正規労働者の生活に影響を与える東京の最低賃金について大幅な引き上げを図るとともに、少なくとも時間あたり 1,000 円以上とすること。東京春闘共闘会議が推薦する関係労働者から審議会・専門部会での意見陳述の場を保障すること。地域別格差解消を図るためにも、全国一律最低賃金制の導入について政府に強く要望すること。

東京自治労連からは、全国一律制の早期実現を小見出しに、一刻も早く全国一律最低賃金制度の確立と、当面全国一律の最低賃金 1000 円の実現を求めます。東京における最低賃金 1,000 円をただちに小見出しに、

早急に東京の最低賃金 1,000 円以上とすることを求めます。東京春闘共闘が推薦する者を招いた意見陳述の場を保障すること。

民放労連関東地方連合会からは、非正規労働者が 4 割に近づき、年収 200 万円以下の労働者が 1,000 万人を超えるなど、雇用環境は悪化しています。東京の最低賃金を時給 1,000 円以上にしていきたい。最低賃金審議会の委員には、連合推薦の委員で独占するのではなく、当面、東京春闘共闘委員会が推薦している労働者の意見陳述の場所を設けていただきたい。最低賃金を引き上げるために、中小企業への支援策の拡充と全国一律最低賃金制度の確立を政府に強く要望することを求めます。

全国一般労働組合全国協議会東京協議会から、東京都の最低賃金を時給 1,200 円とすること。厚労省の生活保護基準の算定は低すぎる。以下の点を踏まえること。実質的な審議がおこなわれる専門部会の審議の公開をはじめ、審議の完全公開をおこなうこと。意見書による意見聴取だけではなく、非正規雇用労働者、中小零細企業の労働者を組織し、彼らの賃金・労働条件の改善に取り組んでいる全国一般労働組合全国協議会東京協議会より、審議会で直接意見表明を行わせること。との意見です。以上です。

笹島会長
賃金課長

ありがとうございました。

これらの今ご紹介しました意見書は、東京都最低賃金の改正に関する意見ですので、7月24日に開催した第1回地域専門部会に資料として提出しました。そしてその場で、対応につきましてご検討いただいています。その内容について専門部会から報告をいただければと思います。

笹島会長
森会長代理

それでは専門部会の部会長の森委員からご説明をお願いします。

それではご報告いたします。7月24日に開催されました第1回東京都最低賃金専門部会におきまして、東京地方最低賃金審議会あてに提出された意見書について、労使それぞれの委員から発言をいただきました。

当審議会で対応できる内容について慎重に検討しました。その結果、時間額 1,000 円ないし 1,200 円以上への大幅な引き上げを行うこと等、東京都最低賃金に対する意見は提出された意見書を通じて十分伝わったので、意見書の内容も念頭に置きつつ、運営規程に基づき今後の審議を進めていくという結論になりましたことを報告します。以上です。

笹島会長
賃金課長

ありがとうございました。意見書に関して、事務局から何かありますか。

意見書とは別になりますが、平成 26 年 7 月 23 日に日本共産党東京都議会議員団から「最低賃金の時間給 1,000 円以上へのすみやかな引き上げを求める申し入れ」が、東京労働局長および東京地方最低賃金審議会会長宛てに通知されていますので、参考 1 として本日お配りしている資

料の最後になりますが、こちらのほうに写しを添付しています。

また同じく 26 年 7 月 23 日、東京春闘共闘会議より内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、東京地方最低賃金審議会会長、東京労働局長にあてた「全国一律時間額 1,000 円以上の最低賃金の実現を求める要請」として、個人署名 9,818 筆分が提出されていますので、本日会場中央に置いています。

これは 7 月 2 日に開催した 376 回の本審においてご紹介した東京春闘共闘会議からの要請の追加分です。累計の個人署名は 3 万 7,330 筆に上るということです。

笹島会長 ありがとうございます。ただ今専門部会から意見書の取り扱いについてご報告がありました。また、追加的な申入れ等のご説明もありました。

中央にあるのは何ですか。繰り返していただけますか。

賃金指導官 そちらのほうには公示に基づく意見が 7 つと、東京春闘共闘から頂戴した署名をすべてご披露申し上げています。

笹島会長 ありがとうございます。その意見の取り扱いについて審議したいと思えます。先ほど述べましたように、専門部会のほうでは労使が議論し、意見書の内容を踏まえて、専門部会で審議をするという結論が得られたようですが、この審議会において取り扱いを最終決定しなければならないわけですけれども、労側のほうから何か取り扱いについてご意見がありましたらご発言いただければと思います。

尾野委員 専門部会が出した結論に基づいて運営をしていただければと思います。

笹島会長 ありがとうございます。使側のほうはいかがでしょうか。

福田委員 私どもも同じで専門部会の意見に従いたいと思えます。

笹島会長 ありがとうございます。ただ今労側、使側のご意見をお伺いしたところ、基本的には専門部会報告の通りでよいということでしたので、本審議会としては専門部会の報告を尊重するというようにしたいと思えますが、それでよろしいですね。

(「異議なし」 の声)

笹島会長 ありがとうございます。ご異議なしということですので、そのようにさせていただきます。この意見書、今日の資料 2 のところの意見書ですが、私も専門部会の委員をしていて、既に第 1 回目の専門部会でこの意見書を配布されたものですから、丁寧に目を通させていただきました。

私が目を通した限り、大変重要な事項が盛り込まれておりまして、審議に当たっての参考となる情報が多々あるように思います。そういうこ

とで、ぜひとも本審の各委員の方々もお持ち帰りいただいて、この場で目を通すことはなかなか難しいと思いますので、丁寧に目を通していただき、今後の審議の参考にしていただけたらと思います。

意見書の取り扱いについてはそのようにさせていただきたいと思いません。

最後の議事の3番、「その他」に進みたいと思います。何か予定の議題以外に審議すべきことがあればご発言をお願いします。

賃金課長

今年度を実施しました最低賃金に関する実態調査等の報告結果の内容がまとまっていますので、本日お配りしている資料3の22ページ以降になりますが、こちらについてご説明したいと思います。

まず資料 No.3、平成26年度の最低賃金に関する基礎調査結果です。これは毎年、私ども東京労働局として実施しているものです。調査産業はアからクにありますように、製造業100人未満、卸・小売30人未満、以下クまでの業種について調査を実施しています。調査事業所ですが、26年6月1日現在の民営事業所で総数が6,625事業所です。その内容について、その調査対象項目は5にありますが、その事項について6月分の賃金の調査ということで実施しています。その結果を取りまとめたのが23ページ以降ということになります。この表の見方ですが、一番左側が時間額当りに賃金を直した金額です。月給者で、あるいは月の所定労働時間で割り込んで時間給に直したものです。

ここで例えば一番上から2つ目に861～861という欄がありますが、この欄で説明しますと、時間額861円相当の方、これは1円刻みで出していますので861円以下の方が合計で、その右側ですが、4万1,861名いるということです。そしてその下の(1.7)ですが、これはこの表の一番上の合計のところには246万という数字がありますが、ここに占める割合が1.7%ということです。従いまして861円以下の方が1.7%いらっしゃるということになります。実際にはすぐ上に860円というものがあります。これは860円以下の方が4万1,258人ということになります。従いまして、この上と下の差は4万1,861と4万1,258、この差が861円で払われている方の人数という形になります。

この下の以下はすべて累計という数字になっています。この数字で申し上げますと、現在東京都の最低賃金は869円ですので、この下段のちょうど真ん中辺りの869というところをご覧くださいますと、ここまでの数字で5万8,088人の方ということになります。869円は最低賃金額になりますので、最低賃金を下回る方は868円以下ということになります。従いまして、その上の数字をご覧くださいと、4万2,697名の方が現

在最低賃金を下回る金額の支払いをされています。この数字はカッコ内が 1.7 となっていますので、全体の 1.7%の方が最低賃金額未満で支払いを受けているという数字です。なおこの数字は先ほど申し上げた対象業種につきまして抽出調査をしていますので、それを基に復元した数字をこちらの数字として計上しています。このページがいわゆる全労働者です。右側に見ていただきますと、規模別、年齢別という形で分けて、それぞれ給料、時間額当たりの労働者の分布状況を示しています。

続いて 26 ページをご覧くださいと思います。こちらは同じ調査ですが、このうちパートタイム労働者の方、このページは通常より労働時間が短い方をパートタイムと定義していますが、パートタイムの方だけを抽出したものです。同じく 869 円のところをご覧くださいますと 2 万 7,217 名ということになります。その上の数字、868 円のところが 1 万 3,851 となっています。従いましてここまでの方が最低賃金未満、全体の 1.6%という数字でございます。

ちなみに 870 円のところをご覧くださいますと、カッコ内の数字が 3.2 から 15.7 ということで、数字が一気に増えています。つまりこれは 870 円に、ここにある 13 万 3,282—2 万 7,217、この 10 万余りの方が 870 円の支払いを受けていることを示したものがこの表ということになります。

同じく金額に従いまして右側にいきますと、さらに年齢別に分けて調査した結果がこの表です。以下同じような表がありまして、最終的にこの内容をグラフにしたものが 35 ページです。35 ページはパートの方の 1 円刻みということですが、35 ページの一番下の横軸は時間額になります。縦軸は復元をした場合の労働者数ということです。先ほど申し上げましたように、870 のところに非常に集中しています。870 円台を払われている方が非常に多いというのがこのグラフからお分かりいただけると思います。

36 ページ以降ですが今度は全体です。先ほどはパートの方に絞った形ですが、36 ページのところは同じく横軸に時間額、縦軸に復元した数、労働者数を入れています。同じように 870 のところに 1 つ大きな集中があります。その後 900、さらに 921 円以上というような形の分布です。

続いて 37 ページは 10 円刻みということで、刻み方を 1 円単位から 10 円単位に刻んでスパンを広く取ったものがこちらの表にあります。以上示しましたのが今年の 6 月について、私ども東京労働局が実施した賃金調査の結果です。

続いて 39 ページ以降について説明します。こちらは 26 年の賃金改定状況調査結果です。その対象はそこにある全国調査ということになります。

す。先ほど説明した実態調査は、6月分の賃金の調査になりますが、こちらの改定状況調査は今年の6月と去年の6月の両方について調査をしたということで、調査の内容が若干異なっています。これは資料No.4として39ページ以降に添付しています。時間の関係もありますので、この中で説明をするのは、44ページのところをご覧くださいと思います。先ほど来、第4表ということがありましたが、43ページになります。失礼しました。いわゆるこれが第4表ということで、説明しますと一番上の欄に男女計がありまして、その横にランクがあります。東京はAランクということです。25年6月、これは昨年の6月に支払われた賃金の時間額に換算したものです。これが1,499円、それに対して今年の6月に払われた賃金が1,521円、従って賃金上昇率が1.5%ということで、これがAランクの今年度の第4表の数字ということです。以下A、B、C、Dということで、トータルで申し上げますと賃金上昇率は1.1ということです。以下右に従ってご覧いただきますと、業種別等に分けてそれぞれの賃金引き上げ率を示している表です。こちらのほうが賃金改定状況調査です。以上です。

笹島会長

ありがとうございました。ただいま2つの調査について説明がありましたが、この調査についてご質問なりご意見なりがございましたらご発言をお願いします。

古川委員

今ご説明をいただいた最賃関係基礎調査結果のところでは、すべてのところでもパートのところでもいいのですが、1円刻みの表が23ページから26ページで報告をいただいた中で、規模別で1～9名、10～29名、このカッコ内の割合は縦に見たときというパーセントですか。

賃金課長

縦の集計、累計ということです。

古川委員

横の集計、例えば868円の人が、規模が1～9名のところで何パーセントと、10～29のように何パーセントのような出し方はされてますか。

横で見るといったらいいのでしょうか。規模別で割合が大きいところがどこなのかというところが見られたらいいかと思って質問したのですが、数がかかなり大きいところのほうが偏っているのか、小さいところのほうが偏っているのかというのが、まず数字をはじけばだいたい見た感じでは1～9名のほうがと見るのでしょうか。そうではなくて累積のほうを縦でいって。

賃金課長

お話の内容は、規模別に見たときの比較ということですか。

古川委員

偏りが見えるものがあるのかどうかです。

賃金課長

集計をしていますのが、あくまでもグラフのほうはそういう形になっていますが、それぞれ規模別にとっていけばそのような形は取れるとは思

のですが、この表ではそのまま縦にしか取っていないという形になります。
分かりました。

古川委員
笹島会長

ただ今のご質問は、規模の小さいほうに賃金の低い労働者が多いのではないか、そういうものが見えるデータがもしあれば大変便利だと、そのようなお話と理解してよろしいですか。

古川委員
笹島会長

はい。

ありがとうございました。他にいかがですか。

私の方からです。私は初めて気付いたのですが、例えば 23 ページで、地域別というのが全県となっています。これは東京ですから東京都ということになるわけですが、従来から東京の最賃は極端な話、三多摩最賃とそれ以外の最賃を用意したらどうかという議論がいろいろあったと思います。この地域別の集計はできないのですか。例えば三多摩と 23 区とか、あるいは市とか、そういう集計は可能ですか。

賃金課長

基本的にもととのデータで取れば可能ですが、ここに示しておりますのはそれを復元した形になっておりますので、いわゆる元々のデータだけでは正確な数字としては出てこないだろうと思います。一定の調査について、調査方法は確か前年の調査の未満率等の下に、例えば 10 分の 1 を抽出、20 分の 1 を抽出するという方法で取っています。元々のデータを集計すれば出すことはできますが、非常にばらつきが出てくるのだろうと思います。

笹島会長

調査対象は都内などの大きな市に集中しているでしょうから、分かりました。今後の課題かもしれません。ありがとうございました。

他に何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

岩田委員

賃金改定状況調査結果の見方について質問です。第 4 表の数字だけでもいいのですが、ランク別の集計数字が出ていますけれども、例えば A ランクの中で東京だけの数字というのは、既にデータとしてはあるのですか。

賃金課長

ございますが集計しておりませんので、調査票そのものものという形になってしまいます。

岩田委員

集計されたデータとしてはないということですか。

賃金課長

この部分は、東京だけでは集計はしていません。

岩田委員

了解しました。

笹島会長

ありがとうございました。他にはいかがですか。

特にこれ以上のご発言がなければ、本日予定した議事はすべて終了しましたので、本日の審議は以上で終了したいと思います。

なお次回の審議会は 8 月 5 日、火曜日、午後 1 時半からを予定してい

ます。当日、8月5日、午前10時から専門部会の予備会を予定しています都合上、場合によっては当日の開会が少々遅れることもあると思いますので、あらかじめご承知おきください。また今後の日程にさらなる変更が必要な場合は、事務局を通じて迅速にご連絡することといたします。

また次回の本審は最低賃金額の答申のための具体的な金額も審議していただくことを予定していますので、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれる恐れがあることから、運営規程によりまして審議会は非公開で行います。以上です。